



● NPO法人ホップ
障害者地域生活支援センター

代表理事 竹 田 保

札幌では、10月から働いている時間も重度障がい者がヘルパー介助を利用することができるようになる。3年前の参議院選挙で介助が必要な議員が当選したこともあり脚光を浴びるようになったことも大きな影響を与えたと思うが、これまでも、様々な団体、個人が繰り返し要望してきた結果だと思う。

重度障がい者の就職中の介助については、従来、雇用する側が雇用責任として果たすべき役割だという考えや、自営業を営む障がい者の就業中にヘルパーが支援に入ることは、仕事を手伝えることに繋がり、介助と手伝いの区別がつかないなどの理由から、福祉サービスより雇用支援施策として支援を行うべきではないかとの考えを立ちはだかつてきたが、今回、雇用労働施策だけではなく福祉施策としての取り組みも始まった。

障がい者に対する雇用支援施策としては、今までもハローワーク経由などで就職した場合には、障害者雇用納付金制度により、施設・設備の整備や介助者を配置した場合の人件費補助など様々な支援が事業所の負担軽減として施されてきた。

しかし、働きたいと思っても、通勤手段、職場内での介助が壁となって、働けないと自分で思い込み、実際に、就職を断念してきた重度の障がい者も多い。なぜ職場や学校で介護が必要なのにヘルパー利用ができないのか？トイレや食事などの介助が必要な障がい者が介助者がいないことで一般就労への希望を断念し、福祉的就労のA型、B型事業所、生活介護事業所を選択した方は多いと思う。

令和2年10月から「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」という制度が始まり、障がい者雇用事業所が職場介助者を自ら雇用して支援するだけでなく、勤務中に

介助が必要な重度障がい者は事業所内だけではなく在宅ワーク、自営業など働き方に合わせてヘルパーからの支援を利用することが可能となった。

40年以上前のことになるが、面接を受けると、どこの会社からも、通勤は一人でできますか？階段は上れますか？介助なしで働けますか？などの仕事のスキルには関係ないことを次々と質問を受け、サラリーマンになるのは大変なことだと実感した。幸い、何社か面接を受け、就職することができたが、就職後はトイレを我慢したり、通勤時のタクシー乗車拒否など仕事以外の問題が常日頃つきまとっていた。

今回の制度改正は、重度障がい者の雇用環境改善のために、①重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、③雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援事業（市町村任意事業））の3本立てで行われる。

実際に、制度が実施されるためには、自治体が手を挙げる必要があるため、それぞれの地域で自治体担当者に働きかけていく必要がある。ヘルパー予算は、国50%、都道府県25%、市町村25%のため自治体負担が生じるが、重度障がい者が働ける地域社会が実現することで、地域がマイノリティーに対応したユニバーサルとなって行くと思う。

昨年3月、障害者雇用率が2.3%に引き上げられたが、重度障がい者をダブルカウントしても、全体から見れば、未達成事業所は多い。事業所に対する支援は、有期限の施策も多く、雇用後の長期的な課題に対しての不安もあるかと思う。今回の制度改正による、就業中のヘルパー利用については個人に対する支援となっており、サービス期限は要件を満たしていれば基本的にはない。

タクシー、バスを使い職場に通い、オフィス街ではランチタイムに電動車いす使用者で混み合う。そんなマイノリティーに対応したユニバーサル社会が近いような気がする。